

平成 21 年 12 月 15 日

参 考 資 料

目 次

1. 所得税

・ 政府税制調査会諮問文（抜粋）	1
・ 民主党マニフェスト	2
・ 扶養控除の概要	3
・ 扶養控除の廃止に伴う増収見込額	4
・ 特定扶養控除の推移	5
・ 人的控除の概要	6
・ 所得税における課税所得階級別の納税者数等	7
・ 所得税・個人住民税の税率構造	8
・ 所得税の税率の推移（イメージ図）	9

2. たばこ税

・ たばこ税等の税負担額	10
・ たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移	11
・ 近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額の試算	12
・ たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について	13
・ 諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額	14
・ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（抄）	15

3. 暫定税率の廃止、エネルギー課税等

・ 揮発油税等の21年度税収の内訳	16
・ エネルギー課税の状況	17
・ 平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案	18
・ 地球温暖化対策税の全体像	19

政府税制調査会諮問文（抜粋）

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

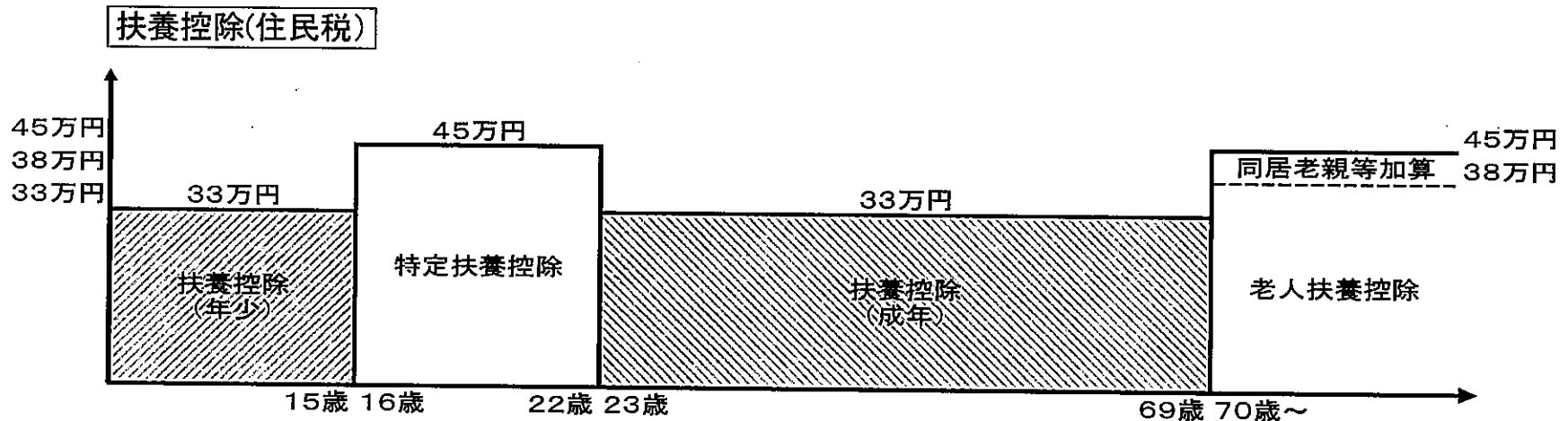
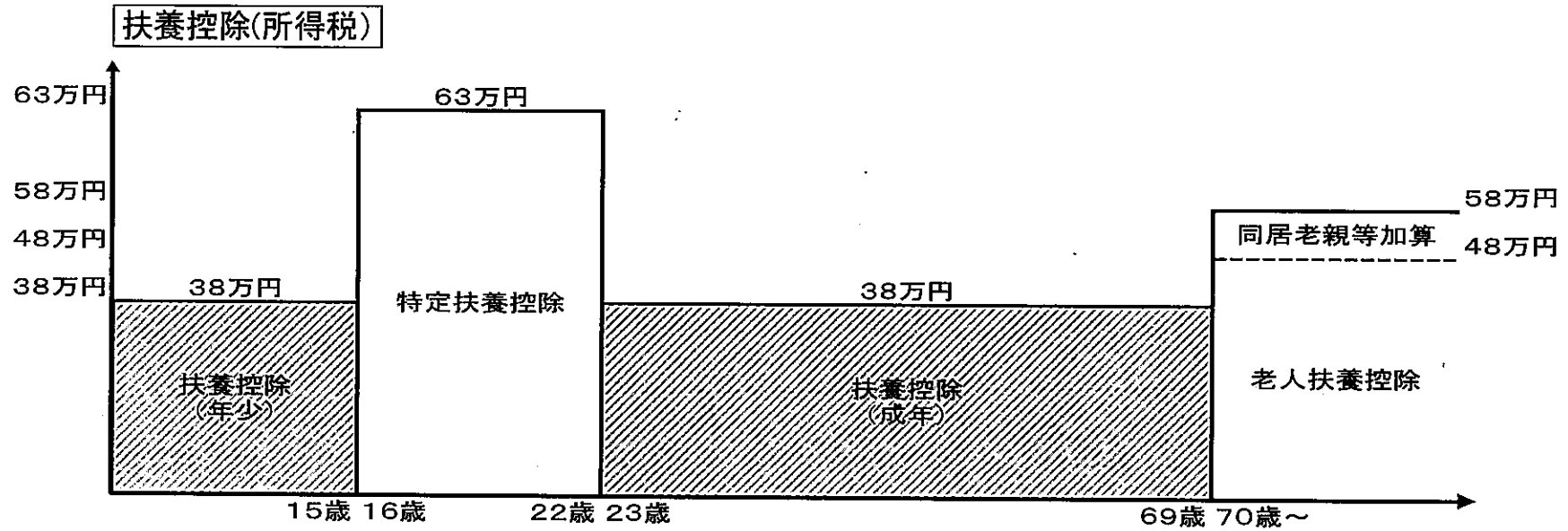
民主党マニフェスト

マニフェスト（抜粋）

○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。

扶養控除の概要



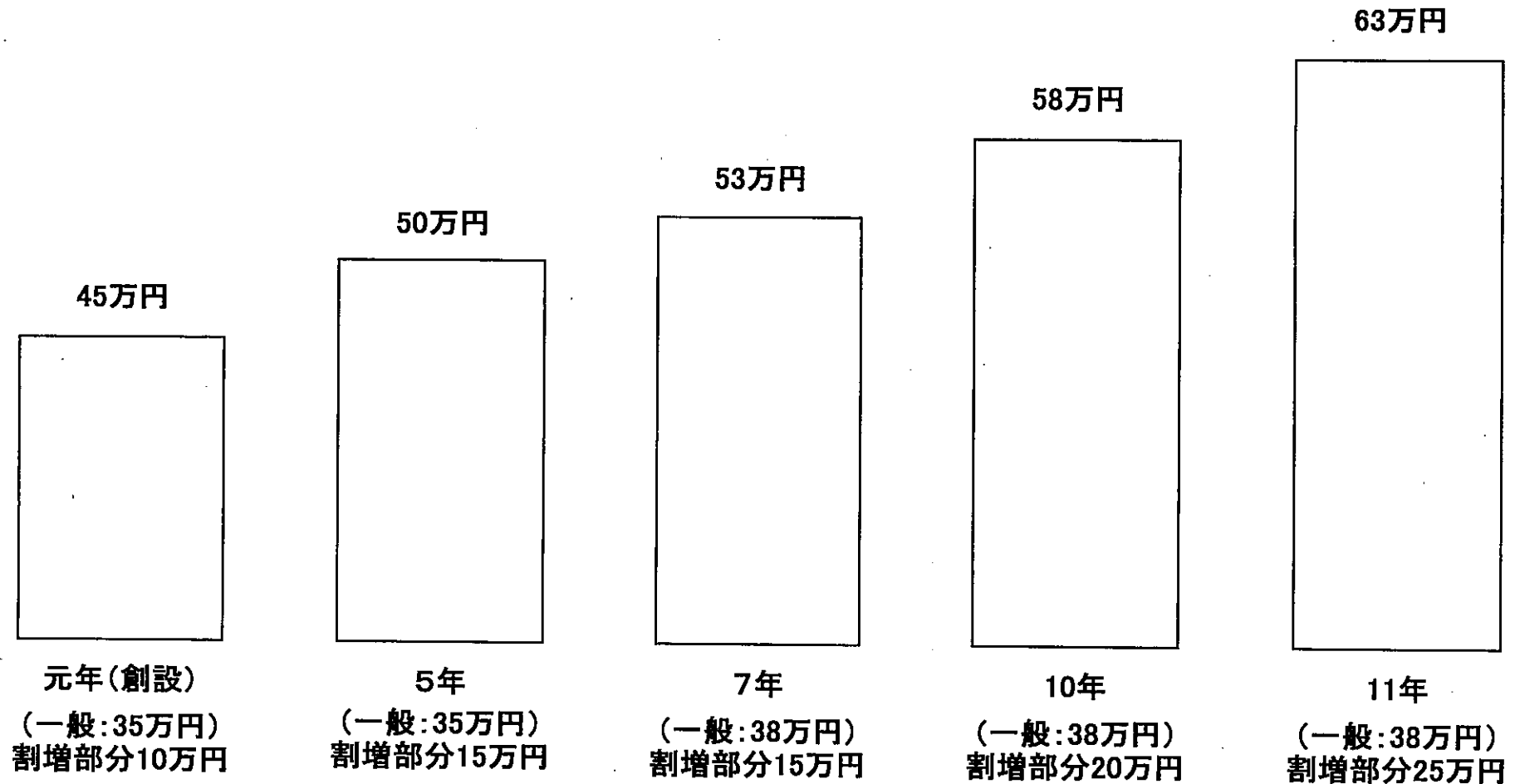
扶養控除の廃止に伴う増収見込額

	配偶者控除	扶養控除 (年少)	特定扶養控除	扶養控除 (成年)	老人扶養控除	着色部分の 合計
所得税	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.2兆円	0.2兆円	0.8兆円

※ 21年度予算ベース。

特定扶養控除の推移

- 特定扶養控除は、教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16～22歳の扶養親族に対して、扶養控除が割増された控除制度として、平成元年に設けられた。



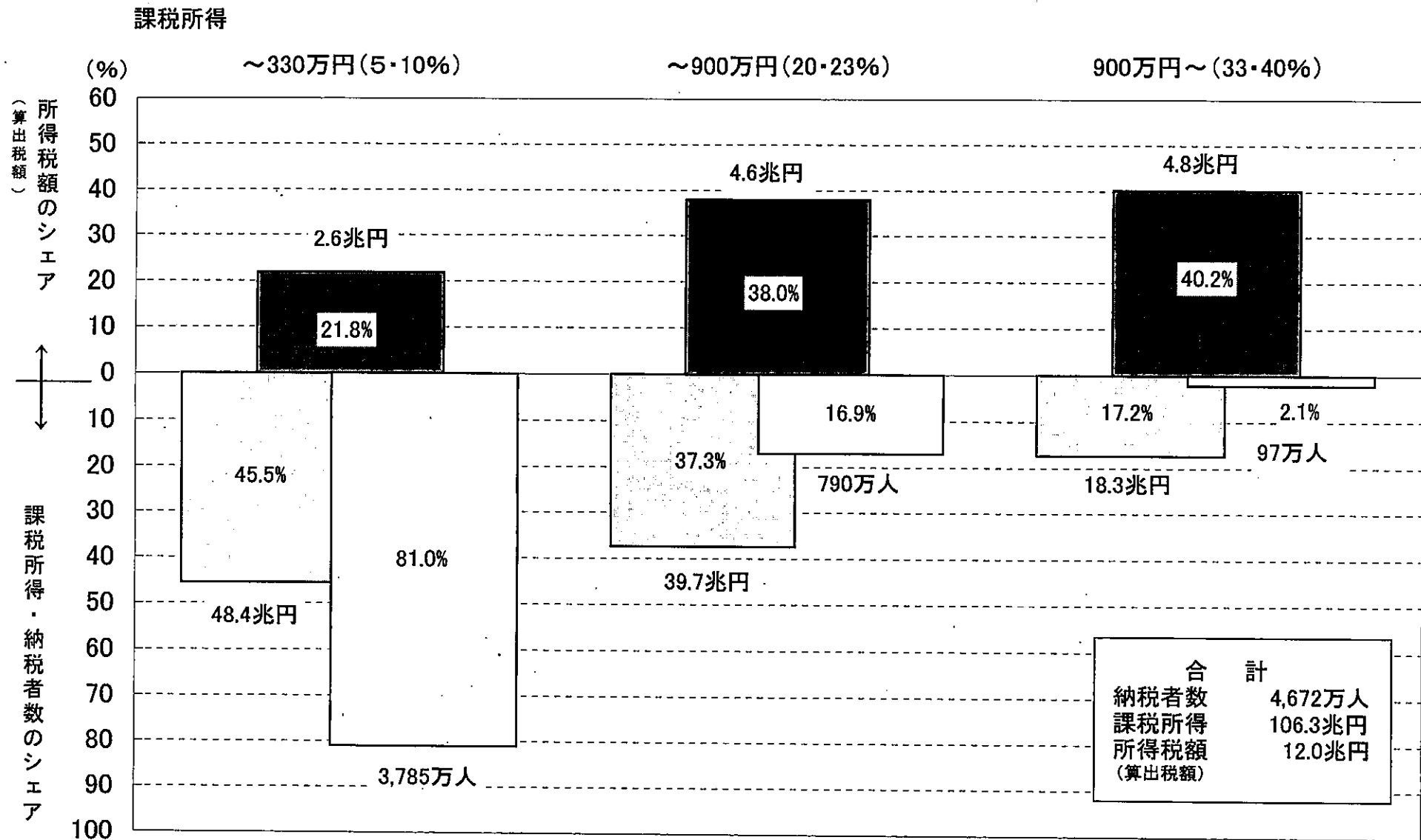
人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		減収額		
			所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度
	配偶者控除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	0.6兆円程度	0.4兆円程度
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者				
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者				
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	最高33万円	300億円程度	300億円程度
	扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	0.8兆円程度	0.6兆円程度
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者				
		平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者				
		昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者				
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	+7万円	300億円程度	200億円程度	
特別な人的控除	障害者控除 (特別障害者控除)	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	26万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度
		昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円	30万円		
	寡婦控除 (特別寡婦加算)	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	100億円程度	300億円程度
		平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円	+4万円		
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	26万円		
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	26万円	10億円程度	僅少

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したもの。住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出したもの(比例税率化後)。
 (注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

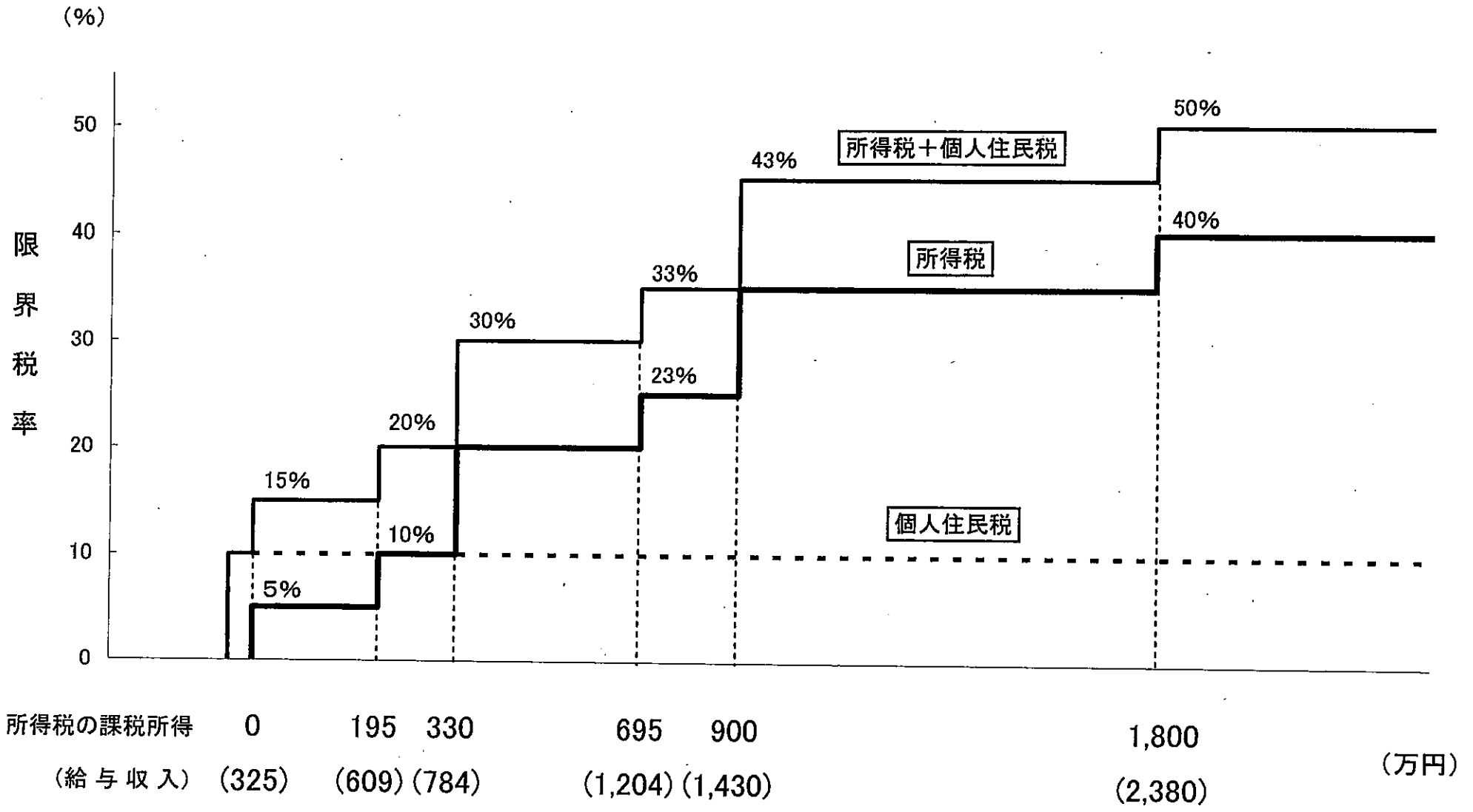
所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
 2. 上記の各階級区分(①「~330万円」、②「~900万円」、③「900万円~」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「~785万円」、②「~1,430万円」、③「1,430万円~」となる。

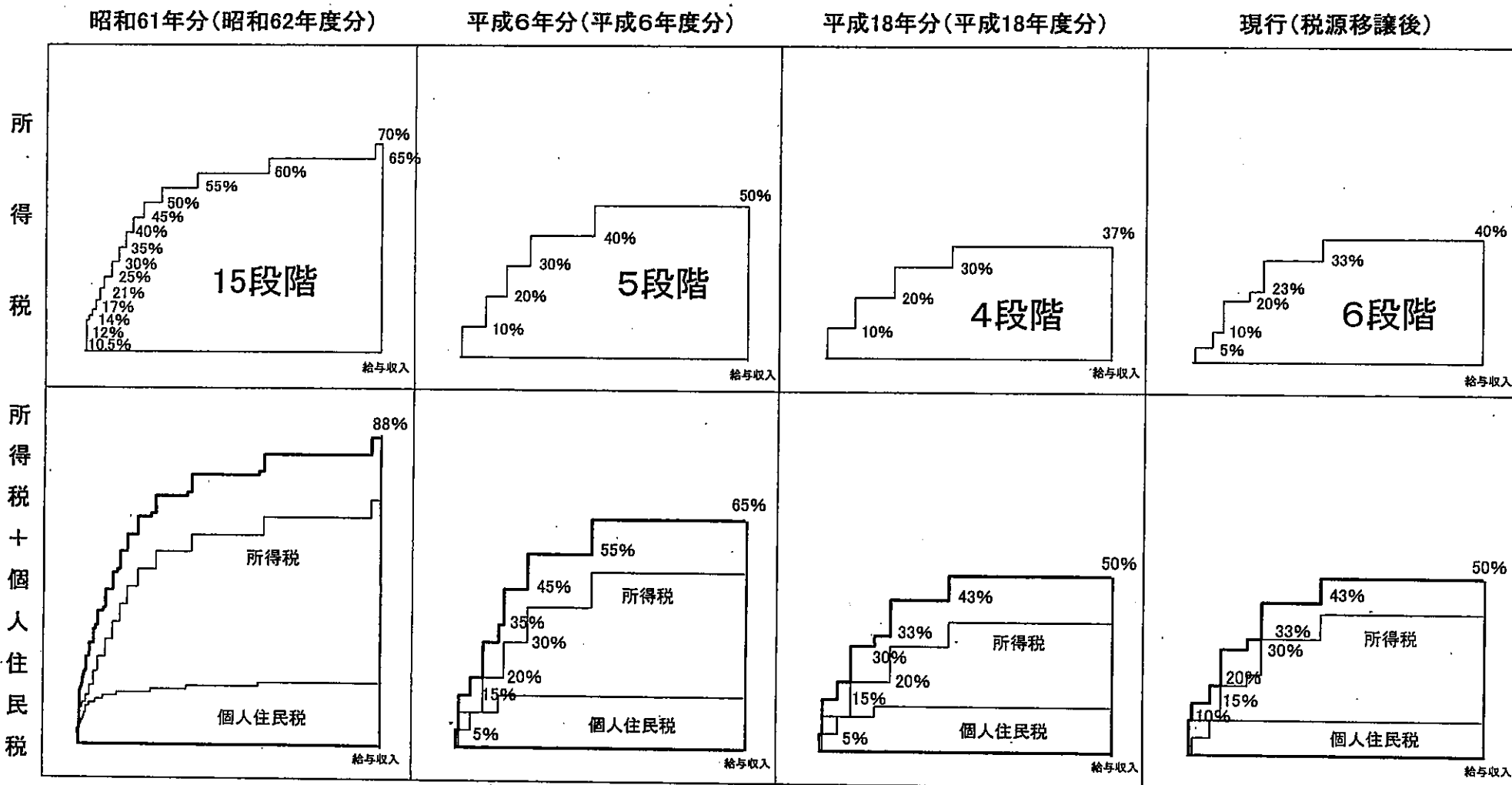
所得税・個人住民税の税率構造



(注) ()内は夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族に該当する場合の給与収入である(万円未満四捨五入)。

所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



たばこ税等の税負担額

現行のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数に応じた従量税方式を採用。【国+地方：8,744円/千本】

たばこ1箱(例:300円、20本入り)の場合

たばこ税等の税額 **174.88円**

消費税 14.28円	国 税 87.44円	地方税 87.44円	税抜価格 110.84円
---------------	---------------	---------------	-----------------

(参考) たばこ税等の税収額 (国・地方：平成21年度予算、地方財政計画額) (単位：億円)

20,795

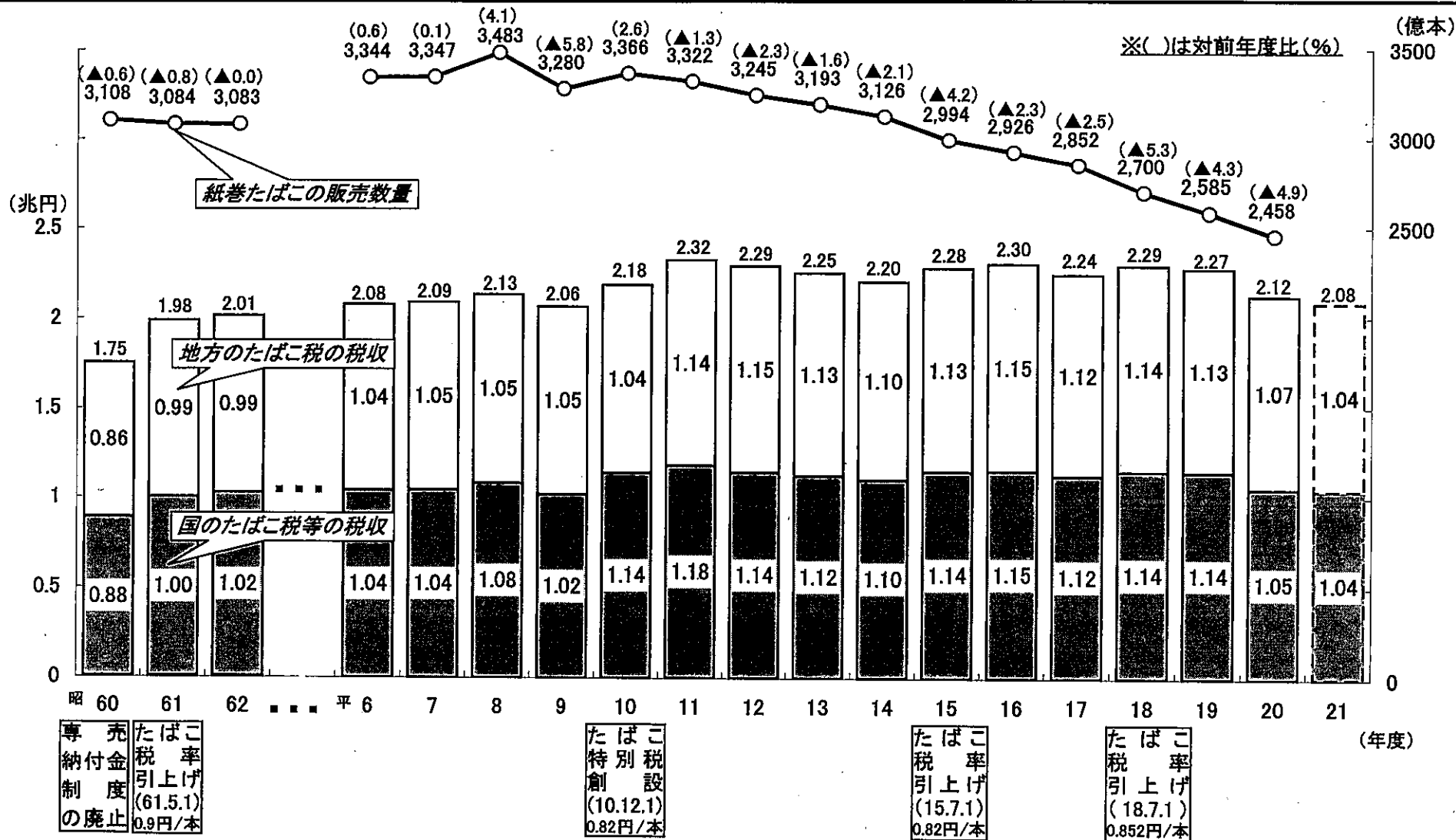
国 税 10,377			地方税 10,418	
たばこ特別税 1,947	たばこ税 (6,322) 8,430	地方交付税分 (25%) (2,108)	道府県たばこ税 2,559	市町村たばこ税 7,859

実質国分 8,269 (40%)

実質地方分 12,526 (60%)

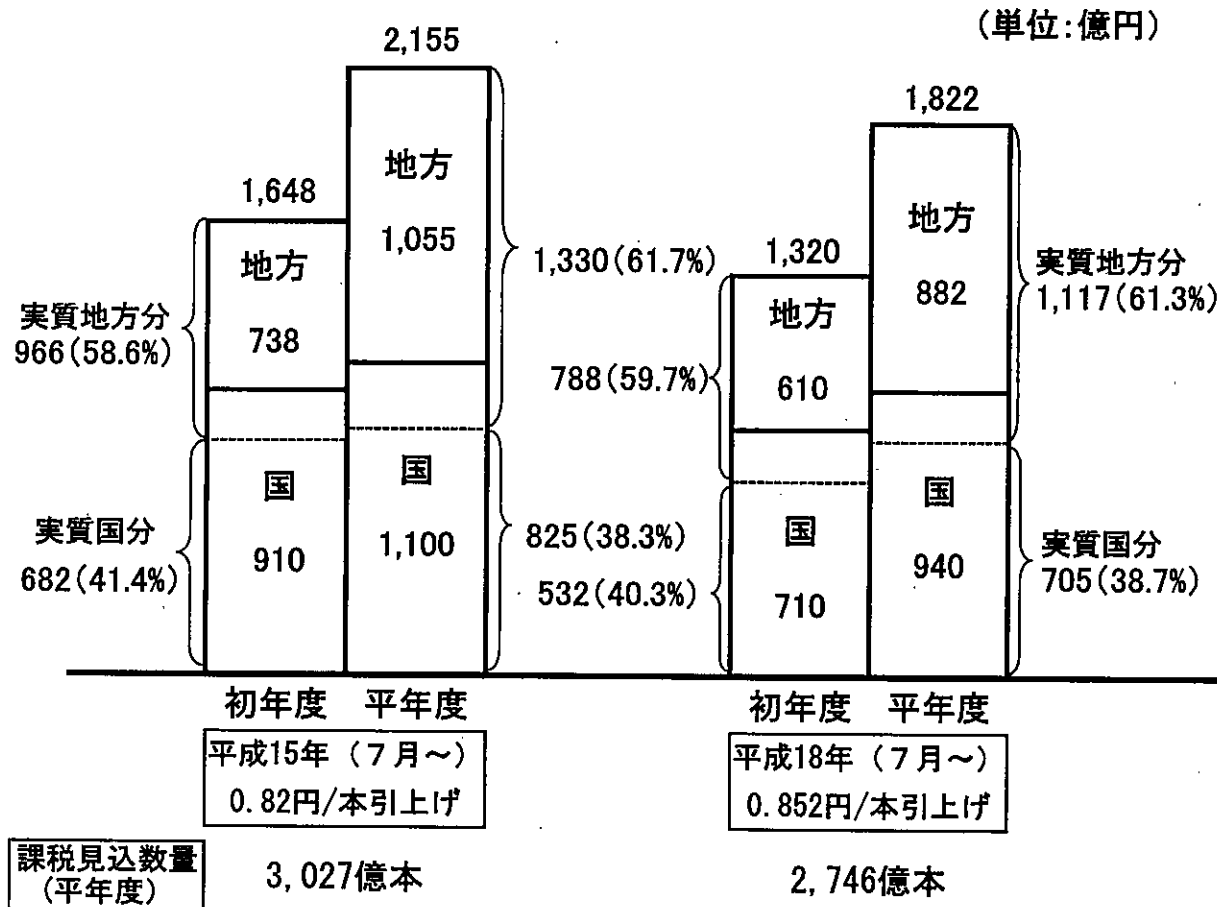
たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移

紙巻たばこの販売数量は、平成8年度をピークに年々減少している。他方、税率引上げ等により、税収は2兆円台を維持。



- (備考) 1. 国のたばこ税等の税収は平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税収は平成19年度までは決算額、平成20年度決算見込額、平成21年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。

近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額の試算

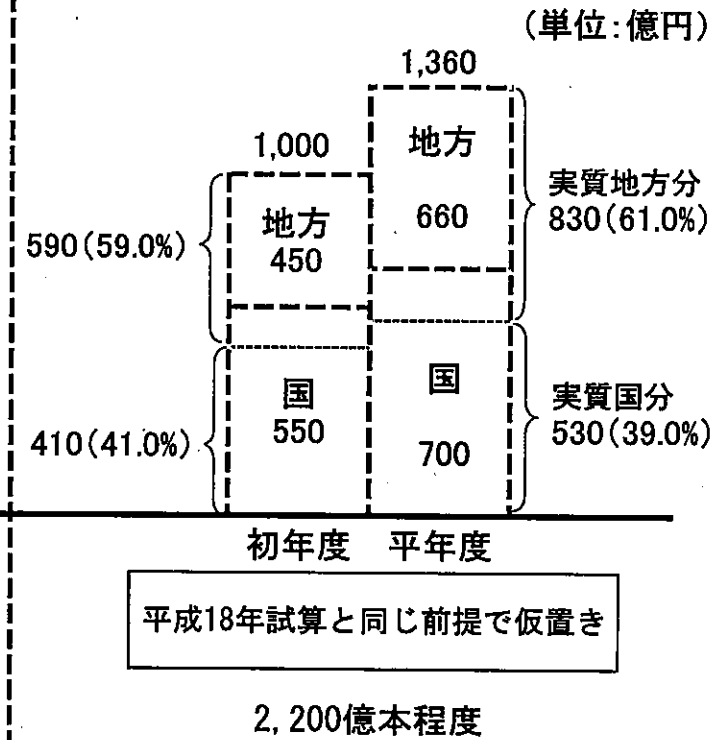


仮に平成22年度ベースで
同様の試算を機械的に行った場合

未定稿

※1 下記の試算は、前回(平成18年)と同じ前提(0.852円/本、7月実施)で仮置きした場合の機械的試算。

※2 仮に税率を2倍にしても、更なる消費の減少により増収額は2倍にはならない。



(注1) 「実質国分」は地方交付税(国のたばこ税収の25%)を除き、「実質地方分」は地方交付税を加えた額である。
 (注2) 上記の増収額のほかに、たばこ特別税の減収額が生じる。

たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について

- たばこの小売定価は、たばこ税の税率引上げの決定後、メーカーからの申請に基づき財務大臣が認可することとされている。

【平成 18 年の例】

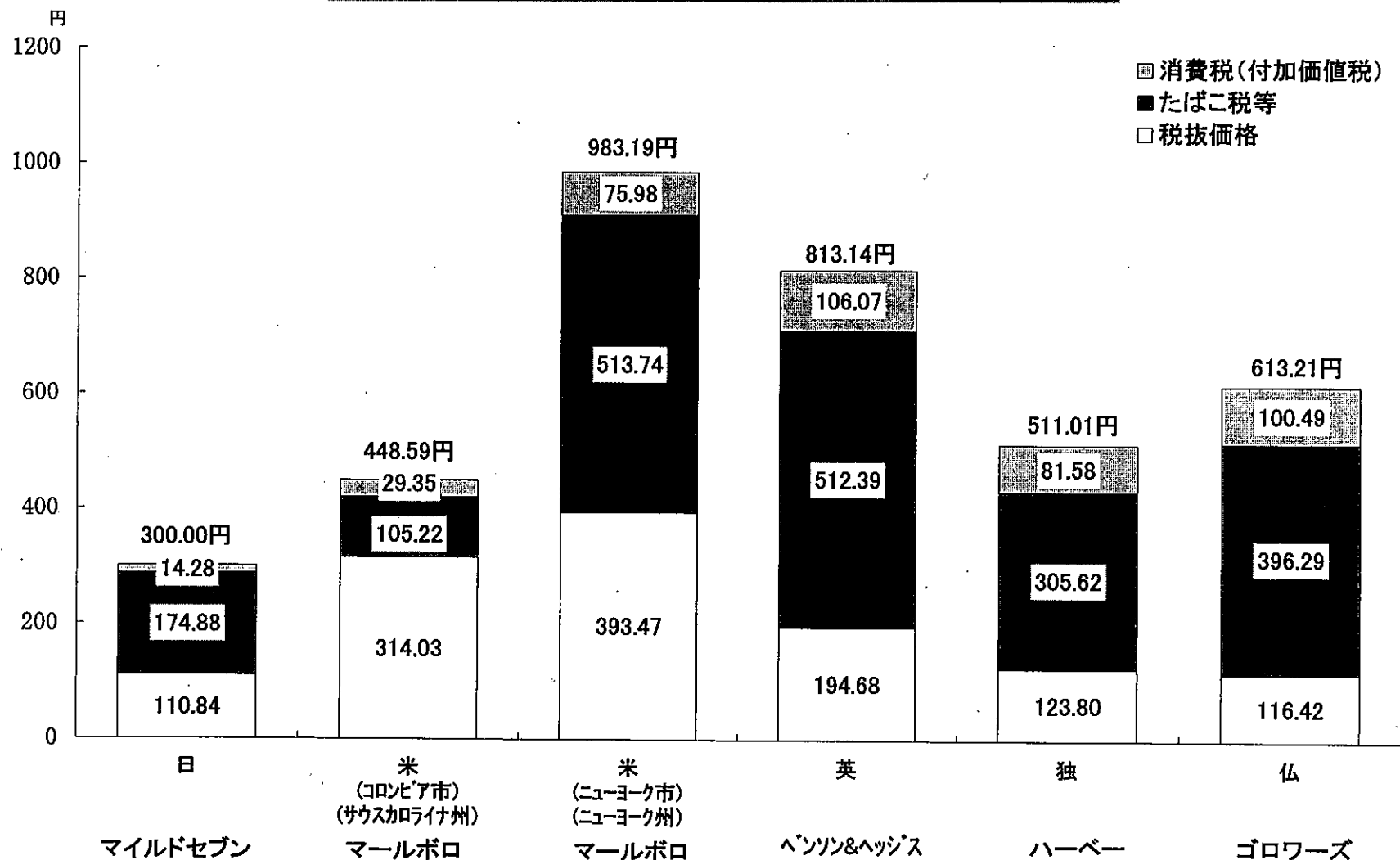
税率引上げ幅（7月実施）	平均小売定価の変化		価格引上げ額	
	増税前	⇒		増税後
17.04 円／箱 [0.852 円／本]	279.84 円／箱	⇒	303.63 円／箱	+23.79 円／箱 [+1.19 円／本]

（参考）マイルドセブンの場合

	270 円／箱	⇒	300 円／箱	+30 円／箱 [+1.5 円／本]
--	---------	---	---------	--

（注）平成 18 年の税率引上げに伴う小売定価の変更は、同年 5 月に小売定価変更申請及び変更認可が行われ、同年 7 月から実施されている。

諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額



- (注) 1. 平成21年4月現在の価格に基づく1箱(20本、ドイツは17本)当たりの数値である。
 2. 各国の付加価値税の税率は次のとおり。日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)コロンビア市7%・ニューヨーク市8.375%、イギリス15%(平成20年12月～平成21年12月までの間の時限措置として、従来の17.5%から引き下げられている)、ドイツ19%、フランス19.6%
 3. 邦貨換算は、1ドル=約98円、1ポンド=約139円、1ユーロ=約128円(換算レートは、2009年3月平均為替レート(Bloomberg)による。)
 4. アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(州ごとに税率が異なる。)が課税しているほか、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。なお、平成20年1月時点で、州のたばこ税と市のたばこ税の合計でみれば、ニューヨーク州ニューヨーク市が最も高く、サウスカロライナ州コロンビア市が最も低い。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抄)

第2部 目的、基本原則及び一般的義務

第3条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第3部 たばこの需要の減少に関する措置

第6条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置

- 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。
 - (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
 - (b) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。
- 3 締約国は、第21条の規定に従い、締約国会議に対する定期的な報告においてたばこ製品の税率及びたばこの消費の動向を示す。

○揮発油税等の21年度税収の内訳

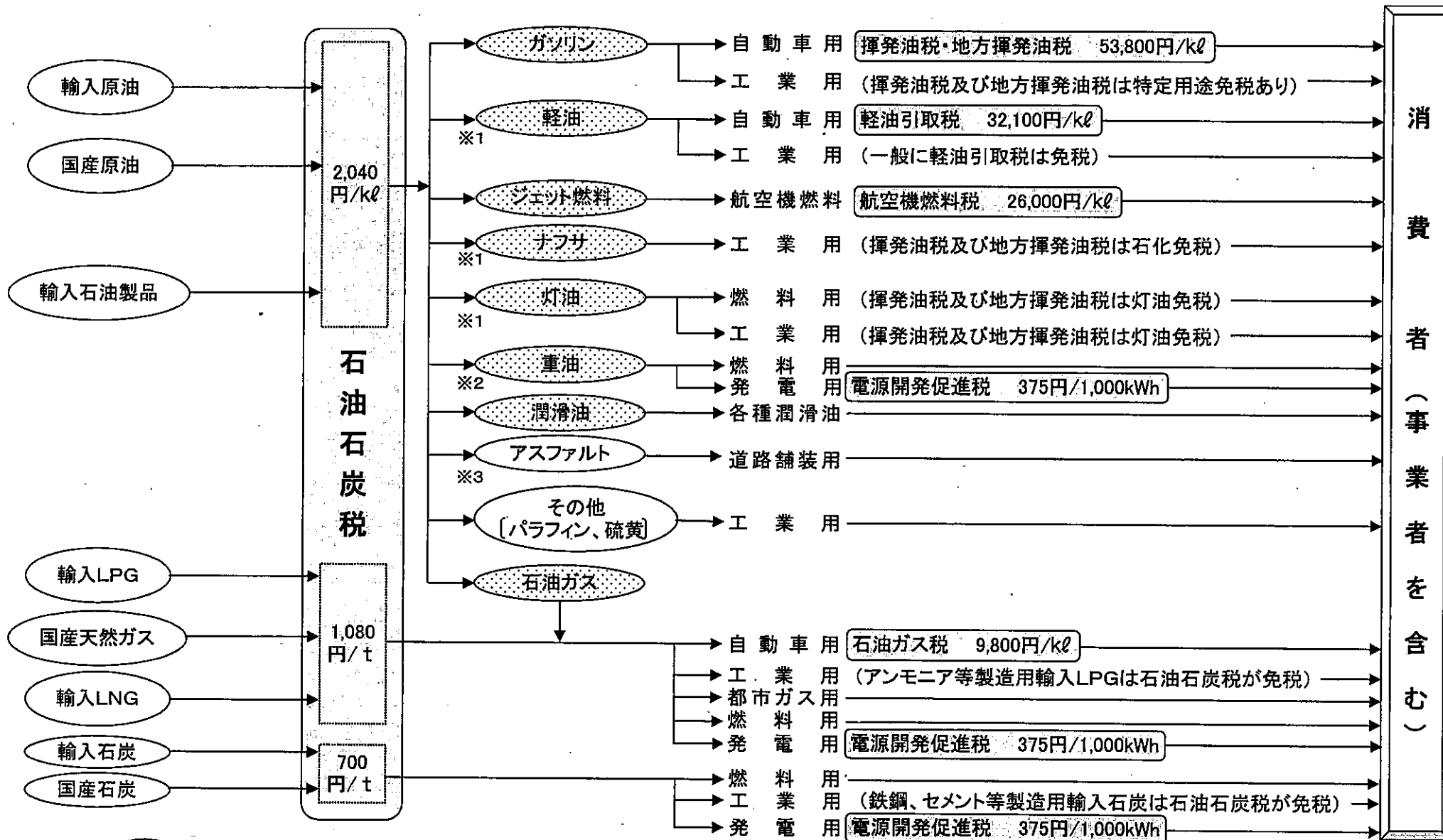
(単位：億円)

税 目		21年度	21年度	
			本則税率相当	暫定上乘せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	130	130	—
	自動車重量税	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	133	133	—
	自動車重量譲与税	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	2,533	1,698	835
	軽油引取税	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合 計		50,925	26,119	24,806

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

エネルギー課税の状況



● は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。
 ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

【課税の仕組み】	<p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
【税率】	<p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
【税収額】	<p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p>
【軽減措置】	<p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、用途となる歳出・減税で対応</p>
【実施時期等】	<p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
【用途】	<p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕

